

○古本委員 大臣、お待たせしました。

議員定数の削減なんです。

昨日の本会議のやりとりは、けさの報道を見ていても、じくじたる思いがございます。私どもの現在の執行部としても、きのうの本会議に出で堂々と反対の論陣を張るべきだという意見もあれば、野党の共闘もある中で欠席戦術をとるべきだ、いろいろありました。

一番のポイントは、去年、当時一回生の皆さんが大変多くいました、その皆さん、消費税をお願いする前に、せめて自分たちが隗より始めないと国民にその負担をお願いできないということで、涙ながらに訴えてきたわけです、当時、推進していた我々執行部側に。そのときに、議員定数を削減したら消費税を上げていいなんと、いうことは国民党は誰も言つていません。ただ、定数削減さえできぬよう議員たちに増税のお願いはされたくないという声があると。そのとおりだと思います。

したがって、この二月十七日の閣議決定には、異例ではあつたんです、なぜならば、歳入改革である税法改革を議論している社保・税一体改革の中に行革というセッションを構え、とりわけ議員定数の削減ということを明記したんです。

今、内閣官房の説明によると、これは生きていることありますし、大臣、○増五減は、これは憲法違反じゃないかという議論の中でのやつて当たり前の話であります。こちらの方が議論に上がっていない中で、私どもは、きのう、ああいう形での、賛否分かれましたよ、分かれましたけれども、断腸の思いで反対ということで整理したんだと思うんです。

○麻生国務大臣 これは、古本先生、議員定数の削減とか、いわゆる選挙区の改正とか、何回もやりました。小選挙区にするときも随分長いことかけて、多くの方が賛成ということで、私らは反対、

結果的には賛成ということで通つて、今になつた

前の方があつたとか。大体こういった話とい

うのは常に、選挙制度の改正というものは、全員が納得するなどという案はまず出たことがないといふのが今までの例だ、私らはそう理解しております。

したがいまして、今回の場合も、定数の削減と

いうのを私ら申し上げましたけれども、これは、これだけ多くの政党が出てきておられる今の時代においては、社会党と自民党と、主に二党で決ま

ります。

おいては、社会党と自民党と、主に二党で決ま

ります。

いたがいまして、今回の場合も、定数の削減と

いうのを私ら申し上げましたけれども、これは、

これだけ多くの政党が出てきておられる今の時代においては、社会党と自民党と、主に二党で決ま

ります。

行つていただくという方針と聞いております。

国いたしましても、多くの来園者に来ていただける美しい公園が維持されるということを期待しております。

○西野委員 先ほど財産関係の整理の内容について伺いましたが、基金については公益財團法人に承継されるということでありましたけれども、こ

りますと、大阪二十一世紀協会だということを聞いて伺いましたが、私の仄聞しているところによ

り承継されるということでありましたけれども、この公園事業の適切な運営のため、公益財團法人

の公益財團法人は、私の仄聞しているところによ

りますと、大阪二十一世紀協会だということを聞いておりましたが、それで間違いないですか。

○林政府参考人 法律に基づきまして、地元の財界の方から推薦をいただくということでございま

すけれども、大阪財界といたしましては、御指

の法人を考えておられるということをございま

す。

○西野委員 これは、今まで公園事業に対し

基金からいろいろな繰り入れを行われたと思うんですけれども、これまでのそういう経緯という

ものを御説明いただけますか。

○林政府参考人 公園事業への繰り入れのこれまでの経緯ということでござりますけれども、万博

機構におきましては、独立行政法人日本万国博覽会記念機構法十一条二項の規定に基づきまして、

基金の運用益の二分の一の範囲内において公園事業の財源として繰り入れを行い、公園事業の適切な運営を確保しているところでございます。

現状におきましては、基金運用収入のうち、五千万円を公園事業に繰り入れているところでございます。

○西野委員 今御答弁いただきましたけれども、二十三年に公園の施設整備として基金から五千円の支出をいたしているんですけれども、これ

は、基金の事業が完全に二十一世紀協会の方に移つて、公園の運営が大阪府ということで、それ

ぞれが独立したときに、公園運営の方の母体になる大阪府に対しても負担がかかってくるようなこ

とにならないかなと思うのですが、そのあたりはいかがですか。

○林政府参考人 大阪府におきましても、これま

でどおり適切な公園の事業が行われるということが重要であると私どもも認識しております。

先ほど申し上げましたような経緯を踏まえまし

て、大阪府へ公園事業が移管された後においても、

より基金の運用益の二分の一を公園事業の財源と

して繰り入れを行うということとしているところ

でござります。

○西野委員 ちょっと心配しているのは、実は、

私も府議会のときにいろいろ議論をさせていただ

りますが、この大阪二十一世紀協会というの

はどういう団体かというと、府と市とそれから経

済界が出捐されまして、主に当時されていた事業

の一番大きなのは御堂筋パレードという事業であ

ります。当時の知事は橋下徹さんでありまして、

大阪府からこの二十一世紀協会にお金を出し続け

るのはちょっとおかしいんじゃないかなという議論

がありました、実は、この補助金等を切ったとい

うか削減したんです。その結果、御堂筋パレード

というのはなくなりまして、今まで別の形のイベ

ントになつてているんです。

そういう経緯がありますので、今御答弁いた

だいていますように、運用益の二分の一を超えた

範囲でこれからいろいろな形で公園事業にも

この機構の基金を活用いただけるということでは

及び関係の大阪財界において適切な運営が行われると私ども期待しているところでございます。

○西野委員 大阪府に任したんやから大阪府だけやつていけよということではないということです。

先般発見されまして、これから詳しい調査をしていくことあります。

また、大阪府に事業が移るというときに、実は、この万博公園の敷地内に、ガンバ大阪というサッカーチームの本拠地となるスタジアムが今つくら

れようとしているんです。その建設予定地で、旧日本軍がつくった地下弾薬庫と見られるトンネル

が先般発見されまして、これから詳しい調査をしていくことあります。

そもそも、このガンバ大阪さんも、補助金を除

く大部分を寄附によって建設費を賄うということ

でされていたんですが、その寄附自体も集まらぬ

ということ、大変厳しい状況でもあつたんです。

そんな中で、また新たにこういった予想していな

かれた旧日本軍の弾薬庫跡らしいトンネルが出て

きました。これは、本当にあれば、そこを陥没しない

ように土を入れたりいろいろなきやいかぬとい

うこと、また事業費が膨れ上がるわけですね。

これから機構を整理して大阪府に移していく段

階で、いろいろなこういった不測の事態というも

のも予測されるというふうに思つんすけれども

、資産を国と府でということをございますが、

そのあたりの不測の事態に備えたような、不測の

債務も国から府に今度移るわけありますので、

そのあたりの不測の事態に備えたような、不測の

債務も国から府に今度移るわけありますので、

て、大阪府が公園事業を引き続き適切に行つていただくということを前提に、財産の関係の整理も行わせていただいているところでございます。

○西野委員 ちょっと申しわけないですけれども、

ございますので、少し安心できたかなというふうに思つております。

○西野委員 いろいろな状況が起こつてくるとは思うんですが、もうこれからは府でやるんだから国は

一切責任を持たないということではなくて、國もしつかりそのあたりのことは協議をしていただけますので、大阪府の方で責任を持つてやつたるということです。

○西野委員 ちょっとお手伝いできることがあります。

○林政府参考人 基本的には、大阪府に公園事業について引き継いでいただくことでおざいますので、大阪府の方で責任を持つてやつたるということです。

○西野委員 機構が大阪府に移りますので、大阪府が一義的に責任を持つていうのは当然のことな

んですけど、この流れ、経緯もござりますので、こ

ういった不測の事態が起つたときには、国も、

もう大阪府がやつてているんだから全く知らないよ

うことです。ただ事業費が膨れ上がるわけですね。

これから機構を整理して大阪府に移していく段

階で、いろいろなこういった不測の事態というも

のも予測されるというふうに思つんすけれども

、そのあたりの不測の事態に備えたような、不測の

債務も国から府に今度移るわけありますので、

そのあたりの不測の事態に備えたような、不測の

債務も国から府に今度移るわけありますので、

そのあたりの不測の事態に備えたような、不測の

債務も国から府に今度移るわけありますので、

そのあたりの不測の事態に備えたような、不測の

債務も国から府に今度移るわけありますので、

ます。

○西野委員 機構が大阪府に移りますので、大阪

府が一義的に責任を持つていうのは当然のことな

んですけど、この流れ、経緯もござりますので、こ

ういった不測の事態が起つたときには、国も、

もう大阪府がやつてているんだから全く知らないよ

うことです。ただ事業費が膨れ上がるわけですね。

これから機構を整理して大阪府に移していく段

階で、いろいろなこういった不測の事態というも

のも予測されるというふうに思つんすけれども

、そのあたりの不測の事態に備えたような、不測の

債務も国から府に今度移るわけありますので、

そのあたりの不測の事態に備えたような、不測の

債務も国から府に今度移るわけありますので、

そのあたりの不測の事態に備えたような、不測の

債務も国から府に今度移るわけありますので、

そのあたりの不測の事態に備えたような、不測の

債務も国から府に今度移るわけありますので、

そのあたりの不測の事態に備えたような、不測の

債務も国から府に今度移るわけありますので、

そのあたりの不測の事態に備えたような、不測の

債務も国から府に今度移るわけありますので、

そのあたりの不測の事態に備えたような、不測の

ます。

○西野委員 時間がないのでこれで終わります。

○西野委員 これが国の財産、国民の財産という考え方で、責任を持つて大阪府の方で運営いただくとい

うふうに考えておりますけれども、國として何か

できることがあれば、その際に御協議いただけれ

ばと考えております。

○金田委員長 時間が参りました。

○西野委員 時間がないのでこれで終わります。

○西野委員 これが国の財産、国民の財産という考え方で、責任を持つて大阪府の方で運営いただくとい

うふうに考えておりますけれども、國として何か

できることがあれば、その際に御協議いただけれ

ばと考えております。

○西野委員 時間がないのでこれで終わります。

○西野委員 これが国の財産、国民の財産という考え方で、責任を持つて大阪府の方で運営いただくとい

うふうに考えておりますけれども、國として何か

できることがあれば、その際に御協議いただけれ

ばと考えております。

○西野委員 時間がないのでこれで終わります。

○西野委員 これが国の財産、国民の財産という考え方で、責任を持つて大阪府の方で運営いただくとい

うふうに考えておりますけれども、國として何か

できることがあれば、その際に御協議いただけれ

ばと考えております。

○西野委員 次に、小池政就君。

○小池(政)委員 おはようございます。みんなの党の小池政就です。

うちは、今回の法案に関しては、大阪の委員もいないですし、確かに質問しづらい内容かなと思いましてが、財務諸表を見て少し確認しておきたいために、十分という短い時間ですけれども、簡潔にお答えいただきたいと思います。

うちも、国の資産を減らしていく、小さい政府を進めていくということには基本的に賛成でありますけれども、公正な資産の分配というものをぜひ行つていただきたいというスタンスで質問させていただきます。

皆さんに配付資料をお配りさせていただいておりますけれども、今回、財務諸表の中で、一号勘定、こちらは公園事業に当たります勘定に関する貸借対照表から数字を持つまいりました。

本来、国が出資比率五三%に応じて分配すべき適正な資産ということが①にあります。機構の純資産合計が約千二百二十八億円になりますので、その五三%は約六百五十一億円。

ただ、一方で、今回の取り決まりに基づきまして、実際の土地の分配、また有価証券に係る分配、こちらが、土地は、約九百七十六億円分の半分といふこと、価格は約四百八十八億円。また有価証券が、約二百十八億円のうち約百四億円。合わせて約五百九十二億円ということで、差額は約五十九億円あるということになつておりますし、この中身を確認させていただきたいと思うんです。

まず、土地の部分に関しまして、本来、出資比率五三%にもかかわらず、五〇%で今回分配をされている。こちらは、お聞きましたら、建物を現物出資で國の方に行つておりまして、その建物部分が三%あつたんだということをお聞きしたんですけども、そのような理解でよろしいでしようか。

○林政府参考人 御指摘のとおりでございます。

○小池(政)委員 それでは、建物はもうないという理解なんですか? では、例えば太陽の塔とかは入っているのかどうかということと、もし

入つていても、既に減価償却等がされて資産価格はもう全くないという理解でよろしいんではないですか。

○小池(政)委員 それは、有価証券の部分になります。

○林政府参考人 御指摘の部分の資産価格については、現状ではほとんどないということでござります。

そこで、長期預り寄附金約十八・五億円、これが単純に五三%分配されるわけではなくて、実際は、長期預り寄附金約十八・五億円、これから資産除去債務約七十万円、こちらを全額大阪に引き渡す

すということと、ここから差し引いて案分されるということなんですねけれども、長期預り寄附金と長期預り寄附金と環境安全対策基金との関係でございますけれども、こちらの性格についてお聞かせいただけますでしょうか。

○林政府参考人 長期預り寄附金と環境安全対策基金の趣旨でございますが、長期預り寄附金につきましては、日本庭園や太陽の塔など、万博開催時から設置されている万博公園内の施設の維持管理費や撤去費に充てられるものでございます。

○環境安全対策引当金でございますが、これは、P.C.B特別措置法に基づきまして、事業者に義務づけられたP.C.B廃棄物の将来的な処理費用を見込んで引き当てるものでございます。

○小池(政)委員 今、施設のメンテナンス等に係る引当金、積立金ということだと思うんですけれども。

○小池(政)委員 事業をこれから大阪府がメンテしながら継続しない場合お詫びのないように、これまでに、国からは、しっかりと公正な鑑定に基づいて、大阪商人に負けないぞという姿勢で、国は譲歩しないという姿勢をぜひ示していただきたいと思います。

○麻生国務大臣 おつしやるよう、これは、大阪の方はただで貸してという話でスタートして、それを賃貸料を頂戴するところまで押し戻すまでにかなりの時間を要したという経緯があります。

○林政府参考人 まして、大阪府が公園事業を続けていたくとも、環境安全対策については大阪府の方でやっていた

うことでございますので、必要な施設の維持管理、それがならない、そういう義務はあります。それでは、お聞きしましたら、大阪商人があきんどとしては極めて交渉は有能だったと評価すべきか、こっちがなつておらなかつたと反省すべきかはちょっと別にします。

くは廃止等を決められるということありますし、そうであれば、そもそもメンテのために積立金また引当金の必要性というのは本当にあります。などということを少し疑問に思つてしまします。

○小池(政)委員 損益計算書を見ても、この事業に関しては、採算がとれるぐらいの事業収入もありますし、また、基金の運用収入もあるんです。また、大阪側に聞いてますけれども、こちらは、計上価格が二百十八億円、これが単純に五三%分配されるわけではなくておりまして、その賃貸収入というのが約九億円ぐらい見込まれるという中で、この引当金また積立金をさらに大阪に渡すというのはかなり譲歩した契約ではないかなということが見受けられます。

○林政府参考人 この点に対しまして、大臣、どう思われますか、所感は。(麻生国務大臣「何に対する」と呼ぶ) いえ。では、後で聞きます。

○小池(政)委員 今の契約が、中身を見た内容ですと、かなり譲歩した感じが見受けられるんですけども、大臣にお聞きしたいのは、そもそも今回の契約は、国が廃止したい、また大阪府は、当時府知事であった橋下さんが、だつたらただで貸してくれよといふことから始まっている契約がこのような交渉結果になつてていると思うんです。

○小池(政)委員 今回、まだ決まっていないところとしまして、冒頭お詫びのありました、土地の賃貸料をこれから大阪と定めるということになりますので、その際に、国からは、しっかりと公正な鑑定に基づいて、大阪商人を余り見くびらずに、しっかりとこれからも交渉に当たつていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○佐々木(憲)委員 次に、佐々木憲昭君。

○小池(政)委員 はい。

○小池(政)委員 お話を伺つた上で我々としては公正公平な貸付料とのところを聞いておられるんだだと思いますけれども、この部分につきましては、やはりこれは基本的には、不動産鑑定士とか、そういう鑑定評価のものを持ってなりわいとしておられる真っ当な方々がそこにおられますので、その方たちの意見を伺つた上で我々としては公正公平な貸付料と

いたずらに思つてしまつます。そのをもつてなりわいとしておられる真っ当な方々がそこにおられますので、その方たちの意見を伺つた上で我々としては公正公平な貸付料と

いたずらに思つてしまつます。そのをもつてなりわいとしておられる真っ当な方々がそこにおられますので、その方たちの意見を伺つた上で我々としては公正公平な貸付料と

いたずらに思つてしまつます。そのをもつてなりわいとしておられる真っ当な方々がそこにおられますので、その方たちの意見を伺つた上で我々としては公正公平な貸付料と

ロベースで見直して、そして、可能な限りの民営化とか地方公共団体へ移管するという業務の移管を検討して、行政のスリム化とか効率化などなどを図る方針のもとで作成されたのがこの計画のもとです。

したがって、この万博機構が独立採算で運営されてきたのはもう御指摘のとおりですが、国から業務を移管することが可能なであれば、少なくとも、廃止、財産を処分することの方がこうした改革の趣旨に合致して、かつ財政への貢献にもつながるのではないかということことで、当時、国に承継することにより約百億円の財政貢献とか、いろいろな計算がされております。

こうした方針のもとに、財産関係の整理等について大阪府とこれまで協議をずっと続けてきた結果、協議が調ったことから、今回の廃止法案の提出になつたという経緯でございます。

○佐々木(憲)委員 行革も、いい行革もあれば悪い行革もあると我々は思っております。

それで、具体的にどういうことになるかということで検証すべきだと思います。

例えは、公園は、人工地盤の上に自然の森を再生する事業ということで長く取り組んできて、才オタカをはじめとする希少生物等の生息調査を行う

というようなことなど、都市における多様性にも貢献しているということあります。

それで、その管理が大阪府に移管されるということになりますが、これまでどおりのこういう目的に沿った公園の管理運営、それから自然環境が維持される、こういう保証があるのかどうか、そこを確認したいと思います。

○竹内大臣政務官 お答え申し上げます。

大阪府におきましては、今後、有識者会議を立ち上げられまして、府営公園化後の万博公園のあり方について検討を行なう。その上で、入場料の点がございました。

国としても、多くの来園者に来ていただけるよう、美しい公園が維持されることを期待しております。

○佐々木(憲)委員 次に、解散に伴う雇用問題でござります。

職員の半分は国と自治体からの出向であり、それぞれ出向元に戻る。その一方、プロパー職員は二十七人、そのうち二十三人は正規職員で、四人以上がこれまでどおりのこのように聞いておりますが、これは確実に確保されるのか、その後の雇用、これは確かに確保されるのか、その担保があるのか、この点、確認したいと思います。

○林政府参考人 万博会場廃止後の職員の雇用についてでございますけれども、独立行政法人日本

ます。

○佐々木(憲)委員 大阪府は万博公園跡地に複合型エンターテインメント施設を誘致するというこ

とらしいんですが、緑に包まれた文化公園として併存できるのかどうか。

現在、日本庭園、自然文化園の入場料は、大人二百五十円、子供七十円と大変安く設定されています。

○竹内大臣政務官 まず、公園事業は、運営主体が大阪府となることから、大阪府のもとで府民の意見等も踏まえて適正に運営されるものと期待して

ております。

大阪府は、今申し上げましたように、今後、有識者会議を立ち上げまして、府営公園化後の万博のあり方について検討を行い、これまでど同様の良好な公園運営に努めると伺っております。

そして、国としても、多くの来園者に来ていましたが、まだ私もも要望してまいりたいとまず思つております。

だけるよう、美しい公園が維持されることを期待

し、また私どもも要望してまいりたいとまず思つております。

その上で、入場料の点がございました。

大阪府は、今申し上げました有識者会議を立ち上げまして、府営公園化後の万博公園のあり方にについて検討を行なう。その上で、これまでと同様の良好な公園運営を行なう方針と伺っております。

○佐々木(憲)委員 次に、解散に伴う雇用問題でござります。

職員の半分は国と自治体からの出向であり、それぞれ出向元に戻る。その一方、プロパー職員は二十七人、そのうち二十三人は正規職員で、四人以上がこれまでどおりのこのように聞いておりますが、これは確実に確保されるのか、その後の雇用、これは確かに確保されるのか、その担保があるのか、この点、確認したいと思います。

○林政府参考人 万博会場廃止後の職員の雇用についてでございますけれども、独立行政法人日本

万博会場記念機構の廃止に当たりましては、職員の雇用の安定を確保することは、公園事業の円滑な承継のためにも重要と考えております。

具体的には、機構職員のうち、公園事業に携わる職員につきましては、地方公務員法の規定に基づいて、大阪府において基本的に能力実証の上、任用されるよう調整しているところでございま

す。

また、機構職員のうち、基金事業を承継する公益財團法人において雇用していただくよう調整しているところでございます。

機構職員につきましては、それぞれの業務に応じて大阪府または公益財團法人において雇用されることを期待しているところでございます。

○佐々木(憲)委員 履用不安が起こらないようにしていただきたいということです。

次に、基金でそれとも、二〇一一年度の運用収入というのは三億三千二百万円、そのうち五千萬円が万博公園の施設整備に充てられていているといふことです。

○佐々木(憲)委員 これが万博公園の運営費、施設整備に充てられるということですが、ほかのための流用ということに対する歴どめといふもの

がきちつとあるのかどうか、これも確認したいと思ひます。

○林政府参考人 基金の運用益につきましては、これまで、公園事業の財源として繰り入れを行つて、適切な運営を確保されてきました。

こういった経緯に基づきまして、大阪府においては、公園事業が移行された後においても、その公園事業の適切な運営のため、運用益の二分の一

を公園事業の財源として繰り入れを行つて、適切な運営を確保されてきました。

○佐々木(憲)委員 これまで、公園事業の財源として繰り入れを行つて、これによつて、新たな財政負担のない形で公園事業を継続するという見通しであると聞いておりますので、これまでどおり、適切な使用が行われると考

えております。

○佐々木(憲)委員 ほかにこれが流用される可能

あるのか、この点を確認したいと思います。

○林政府参考人 これまで同様の事業をやつていただくということを定款に定めていた、だくということを前提に承継していくので、適切な運用がなされると考えております。

○佐々木(憲)委員 以上で終わります。

○金田委員長 次に、村上史好君。

○村上(史)委員 おはようございます。生活の党の村上史好でございます。

実は、私は大阪の吹田市で生まれ育ちまして、ちようどこの万博公園は吹田市に所在をいたしました。

短い時間ではございますけれども、質問をさせ

ていただきたいと思います。

○佐々木(憲)委員 おはようございます。生活の党の村上史好でございます。

私は、私は大阪の吹田市で生まれ育ちまして、ちようどこの万博公園は吹田市に所在をいたしました。

短い時間ではございますけれども、質問をさせ

ていただきたいと思います。

七

て、十数つ書いてありました。全部外れました。大体、新聞の予想というのはその新聞だと思って、あれから朝日新聞というのは読まない傾向になつたんですけども、それが私の万博に関する一番の思いです。

そのときに、万博があるというのでえらいにぎわついていたんですが、七一年、ニクソン・ショック、七三年、石油ショック、御存じのような状態になりましたので、にぎわついたと言われますけれども、現実問題は、オイルショックだ、二クソン・ショックで三百六十円だった固定相場のドルがいきなり二百八十円、六十円まで下がりましたので、そういう意味では、すごく変化した時代であったというのが七〇年代。黄金の七〇年代と書いた新聞記者は恥ずかしくなかつたかなと思つたぐらい、数年間で、瞬く間に外れたのがこのときの時代だったと思つております。事実、学園紛争はあれを境になくなりましたし、交通戦争は激減しております。

そういう意味では、この時代の世の中、あおられた時代と今とを比較してみると、やはり一番は、確かに経済としては、省エネをやつて、それ以後、数年を経ずしてまた日本が活況、景気を取り戻してくるのは、省エネ技術をもつて伸びてきたんだと記憶します。

今回の場合も、我々として考えておかねばならないのは、十五年にわたつてデフレーションといふものになつて、きょうよりあしたが安い、あしたよりあさつてが安いとなつたら、もうしばらく買うのは控えるという、デフレーションというより心理ですから、それをやはり切りかえて、二%アップするというのが定着して、気持ちがインフレマインドに変化していくけるかどうかというものは、かかるてこれは、大阪商人あたりに最も期待されるところはここなんだ、私にはそういうぐあいに思えます。

○村上(史)委員 どうもありがとうございましました。突然のことで申しわけなかつたなと思います。そのアベノミクスで成長戦略をこれから立てる

ということです。けれども、先週でしたか、安倍総理が、女性の社会的な活躍を成長戦略に取り込んでいくんだ、女性が働きやすい状況をつくったんですけども、それが私の万博に関する一番の思いです。

そのときに、万博があるというのでえらいにぎわついていたんですが、七一年、ニクソン・ショック、七三年、石油ショック、御存じのような状態になりましたので、にぎわついたと言われますけれども、現実問題は、オイルショックだ、二クソン・ショックで三百六十円だった固定相場のドルがいきなり二百八十円、六十円まで下がりましたので、そういう意味では、すごく変化した時代であったというのが七〇年代。黄金の七〇年代と書いた新聞記者は恥ずかしくなかつたかなと思つたぐらい、数年間で、瞬く間に外れたのがこのときの時代だったと思つております。事実、学園紛争はあれを境になくなりましたし、交通戦争は激減しております。

○小淵副大臣 お答えいたします。

先生が御指摘いただきましたように、既にこの待機児童の解消について、地方公共団体の要請を受ける中で、国有地の優先的売却あるいは定期借地制度を利用した取り組みを行つてあるところであります。

実際に、私も、神奈川県の藤沢市にあります湘南ひばり保育園、こちらに行つてまいりました。

こちらは、実際にこの定期借地制度を利用して国有地を貸し付けているところであります。

地元の市長さんと杜福の理事長さんとお話をさせていただいたところ、やはり土地を取得するのに初期投資が大変負担になつて、厳しくて、なかなか保育園を開くことができないので、このような定期借地制度を利用するということは大変ありがたいことだというお話をありました。

また、横浜市におきましては、全国に先駆けて待機児童対策を大変熱心にやつていただいています。ただ、横浜市は市有地はもう活用し切つた状況でありますし、国有地に対する期待というものが大変大きかつたわけである中で、この定期借地

制度を利用して国から貸し付けた国有地を利用した保育園が今二園あるというような状況であります。また、保育園だけでなく、公務員の宿舎の一部屋を貸し出しまして、そういう中で、保育マニア事業ということで、小さい、家庭的な保育とい

うものもやつていただいているわけであります。

このような形で、理財局におきまして、地方公共団体のニーズに合わせた形で制度を柔軟に運用して、現場の財務局においても、地方公共団体に、これからどのような土地があきますよというような情報を積極的に提供しながら、今、熱心に取り組んでいるところであります。

御指摘のように、待機児童対策、解消に向けて、財務省といたしましても、国有地の有効利用を積極的に進めてまいりたいと考えております。

○村上(史)委員 ありがとうございます。有効な活用に、待機児童対策も含めまして、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

○金田委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

○村上(史)委員 ありがとうございました。終わりました。

○金田委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

○金田委員長 これより討論に入るのであります。

○金田委員長 これがより討論に入るのであります。

また、本部やその下の行政改革推進会議での検討を通じて、今後、国、地方、民間との間で役割分担等々をするに当たつて、業務の見直しをやる、また幅広いテーマに取り組んでいくこととして、当面、独立行政法人の改革、特別会計の改革、無

駄の撲滅などを中心に一つ一つ丁寧に検証して、結果として、国家国民、国益につながるよう、真の改革につなげていかねばならぬ、さようになります。

○村上(史)委員 ありがとうございました。終わりました。

の転嫁を阻害する行為的是正等に関する特別措置法案につきまして、経済産業委員会に対し連合審査会開会の申し入れを行いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

なお、連合審査会の開会日時等につきましては、経済産業委員長と協議の上、公報をもつてお知らせをいたします。

次回は、公報をもつてお知らせをすることといたしまして、本日は、これにて散会をいたします。

午前九時四十五分散会

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律案

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第二百一十五号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条第三項、第五項及び第七項並びに附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（独立行政法人日本万国博覧会記念機構の解散等）

第二条 独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「機構」という。）は、この法律の施行の時において解散する。

2 この法律による廃止前の独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（以下「旧機構法」という。）が三月三十日である場合の当該事業年度を除く。は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第一号勘定）という。に属する資産のうち、附則別表に掲げる土地及び政令で定める金額に相当する金銭は、資産及び債務の承継に関し必

要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、前項の規定による機構の解散の時において国が承継する。

3 財務大臣は、前項の政令の立案をしようとするときは、機構に対する政府の出資額の政府及び出資地方公共団体（第一項の規定による機構の解散の時において機構に出資している地方公共団体をいう。以下同じ。）の出資額の合計額に対する割合を基本として立案を行うとともに、

出資地方公共団体と日本万国博覧会の跡地の利用の在り方について協議を行い、その結果を勘案するものとする。

4 第二項の規定により国が承継する資産を除き、機構の資産及び債務は、同項の承継計画書において定めるところに従い、第一項の規定による機構の解散の時において、出資地方公共団体及び旧機構法第十五条第一項に規定する日本万国博覧会記念基金（次項において「基金」という。）を管理するにふさわしい者として政令で定める者（以下「基金承継人」という。）が承継する。

5 財務大臣は、前項の政令の立案をしようとするときは、基金が造成された経緯を勘案するものとする。

6 第四項の規定により基金承継人が承継する資産及び債務の範囲は、旧機構法第十二条第一項の規定による通知及び勧告は、財務大臣に対してなされるものとする。

7 第二項の承継計画書は、機構が、政令で定める基準に従って作成して財務大臣の認可を受けたものでなければならない。

8 機構の解散の日の前日を含む事業年度（同日

の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。

14 通則法第三十五条の規定は、機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。

15 第十一項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、財務大臣が行うものとする。

16 前項の場合において、第一号勘定に属する積立金があるときは、旧機構法第十二条第一項及び第六項の規定は、なおその効力を有するものとし、同条第一項各号列記以外の部分中「機構

財務諸表等に關し独立行政法人が行わなければならぬとされる行為は、財務大臣が従前の例により行うものとする。

10 機構の解散の日の前日を含む事業年度における業務の実績については、財務大臣が従前の例により評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、財務大臣に対してなされるものとする。

11 機構の解散の日の前日を含む中期目標における利益及び損失の処理については、財務大臣が従前の例により行うものとする。

12 機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間（通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。）に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表については、同日において機構の中期目標の期間が終了したものとして、財務大臣が従前の例により行うものとする。

13 機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績については、同日において機構の中期目標の期間が終了したものとして、財務大臣が従前の例により評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、財務大臣に対してなされるものとする。

14 通則法第三十五条の規定は、機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。

（政令への委任）

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によるこの法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により行うものは、なお従前の例による。

17 第十五項の場合において、旧機構法第十二条第一項の規定による解散の登記については、政令で定める。

18 第二項に規定する第二号勘定に属する積立金があるときは、第二項の承継計画書において定められた独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律（平成二年五月法律第二号）附則第二条第一項の規定による解散前の機構に出資した」とする。

19 第二項に規定する第二号勘定に属する積立金があるところに従い、基金承継人が承継する。

20 第二項に規定する第二号勘定に属する積立金がある場合は、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止するとともに、これに伴う資産債務の承継等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案の措置を講ずる必要がある。

（附則別表（附則第一条関係））

在	大阪府吹田市千里万博公園百三十三番三 所在地
雜種地	三十七万五千五百五平方メートル
在	大阪府吹田市千里万博公園二百五十九番三 所在地
雜種地	三千九百六十六平方メートル
在	大阪府吹田市千里万博公園百六十四番三 所在地
雜種地	一万一千三百十八平方メートル
在	大阪府吹田市千里万博公園四十一番一 所在地
雜種地	九十万五千四百三十平方メートル

理由

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止して独立行政法人日本万国博覧会記念機構を解散するとともに、これに伴う資産債務の承継等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案の措置を講ずる必要がある。

平成二十五年五月一日印刷

平成二十五年五月七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局